おしらせ　１１月号

令和８年 11 月２日発行

社会保険労務士法人 作道事務所
行政書士　作道事務所
労働保険事務組合　栃木労務管理協会
TEL 0285-23-6172　FAX 0285-23-7279
ホームページ　https://www.sabg.jp
E-mail　slm_info@sabg.co.jp

令和８年分 年末調整申告書のポイント

令和８年度税制改正による、主な改正点は以下のとおりです。

（1）基礎控除の引き上げ
（2）給与所得控除の最低保障額の引き上げ
（3）扶養親族等の所得要件の改正
（4）年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例

（1）基礎控除の引き上げ

合計所得金額 2,350 万円以下の人は、基礎控除額（本則）が 58 万円から 62 万円に引き上げられました。また、合計所得金額 655 万円以下の人には、所得に応じた特例加算が適用されます。

合計所得金額（令和８・９年分における収入が給与だけの場合の収入金額 (注3)）	基礎控除額（改正された範囲）			
	改正後 (注1)		改正前 (注1)	
	令和８・９年分	令和 10 年分以後	令和８年分	令和９年分以後
132 万円以下（206 万円以下）	104 万円 (注2)	99 万円 (注2)	95 万円 (注2)	58 万円
132 万円超　336 万円以下（206 万円超　475 万 1,999 円以下）		62 万円	88 万円 (注2)	
336 万円超　489 万円以下（475 万 1,999 円超　665 万 5,556 円以下）			68 万円 (注2)	
489 万円超　655 万円以下（665 万 5,556 円超　850 万円以下）	67 万円 (注2)		63 万円 (注2)	
655 万円超　2,350 万円以下（850 万円超　2,545 万円以下）	62 万円		58 万円	

（2）給与所得控除の最低保証額の引き上げ

給与所得控除の最低保障額が 65 万円から 74 万円に引き上げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額（改正された範囲）		
	改正後		改正前
	令和８・９年分	令和 10 年分以後	
190 万円以下	74 万円 (注1)	その収入金額×30％＋８万円（69 万円未満となる場合は、69 万円）	65 万円
190 万円超　220 万円以下			その収入金額×30％＋８万円

（注）１　給与所得控除の最低控除額等の特例（租税特別措置法第 29 条の４）の適用後の給与所得控除額となります。
　　２　給与等の収入金額が 220 万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

この引上げに伴い、令和 ８ 年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されています。

給与等の収入金額	69 万 1,000 円以上 74 万 1,000 円未満	74 万 1,000 円以上 219 万 1,000 円未満	219 万 1,000 円以上 219 万 3,000 円未満	219 万 3,000 円以上 219 万 6,000 円未満	219 万 6,000 円以上 220 万円未満
その給与等に係る給与所得の金額	なし	その収入金額 － 74 万円	145 万 1,000 円	145 万 3,000 円	145 万 6,000 円

（3）扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の引上げに伴い、扶養親族等の所得要件も改正され、扶養親族・同一生計配偶者・ひとり親の生計を一にする子は、所得要件が 58 万円以下から 62 万円以下（給与収入のみの場合は 123 万円以下から 136 万円以下）に引き上げられました。
また、特定親族・配偶者特別控除の対象となる配偶者・勤労学生の所得要件も引き上げられ、家内労働者等の必要経費の最低保障額も 65 万円から 69 万円に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件 (注1)（令和８・９年分における収入が給与だけの場合の収入金額 (注2)）	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62 万円以下（136 万円以下）	58 万円以下（123 万円以下）
特定親族	62 万円超　123 万円以下（136 万円超　197 万円以下）	58 万円超　123 万円以下（123 万円超　188 万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62 万円超　133 万円以下（136 万円超　207 万円以下）	58 万円超　133 万円以下（123 万円超　201 万 5,999 円以下）
勤労学生	89 万円以下（163 万円以下）	85 万円以下（150 万円以下）

（4）年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例

【「令和８年分　給与所得者の保険料控除申告書」の様式変更】

生命保険料控除欄に、年齢 23 歳未満の扶養親族がいる場合の生命保険料控除の特例に対応した記載欄が新設されました。

該当する場合は、「年齢 23 歳未満の扶養親族」欄に、該当する扶養親族の氏名等を記載してください。新設された「計算式Ⅱ」に基づき、控除額を計算します。

なお、旧生命保険料のみを支払っている場合は、この特例の対象とならないため、従来どおりの方法で控除額の計算をお願いします。

